

令和7年度原子力規制委員会政策評価実施計画

令和7年3月26日決定
令和7年4月2日一部修正
原子力規制委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条及び原子力規制委員会政策評価基本計画（令和2年3月4日原子力規制委員会決定）に基づき、原子力規制委員会が令和7年度において行う事後評価の実施計画を下記のとおり定める。

記

1. 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

2. 事後評価の対象とする政策

- ① 原子力規制委員会が行った政策の全てを対象とし、共通の目的を有する施策のまとまりごとに評価を実施する。具体的には、令和6年度原子力規制委員会の政策体系（令和6年3月19日原子力規制委員会決定）（別紙）の1.～5.を対象とする。
- ② 事前評価を実施した規制の新設又は改廃を目的とする政策のうち、以下を対象とし、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）等に基づき実施する。
 - ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に係る成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等（令和元年9月14日施行）
 - ・原子力利用における安全対策強化のための原子力事業者等に対する検査制度の見直し及び放射性同位元素の防護措置の義務化等（特定放射性同位元素の防護措置に関する規制部分（令和元年9月1日施行）及び新検査制度部分（令和2年4月1日施行））

3. 令和6年度実施政策に係る事後評価の実施方法

- ① 政策の主管課等は、令和6年度実施政策について、令和6年度原子力規制委員会年度業務計画（令和6年3月19日原子力規制委員会決定）において設定した評価の視点等によって測定を行い、各政策等に係る現状及び課題等の分析を踏まえて事後評価を行う。
- ② 長官官房総務課は、政策立案参事官の調整の下、原子力規制委員会マネジメント規程（令和4年3月14日原子力規制委員会決定）第16条に基づき実施するマネジメントレビューの結果を踏まえ、政策評価書（案）を取りまとめ、政策評価懇談会の意見を求め、原子力規制委員会での審議及び決定を経た後、8月までを目途に政策評価書を公表する。
- ③ 公表後に原子力規制委員会のメールフォーム等を通じて国民から寄せられた政策評価書に関する意見・要望については、関係する主管課等で適切に活用する。
- ④ エビデンスに基づく政策立案の推進の観点から、政策立案参事官の調整の下、事後評価の結果は今後の施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、PDCAサイクルを適切に機能させていくことに努める。

以上

(別紙)

令和6年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること

施策目標		PDCA管理番号
1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実		
	(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	1. (1)
	(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	1. (2)
	(3) 職員の確保と育成	1. (3)
	(4) その他	1. (4)
2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化		
	(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	2. (1)
	(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	2. (2)
	(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	2. (3)
	(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	2. (4)
	(5) その他	2. (5)
3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施		
	(1) 核セキュリティ対策の推進	3. (1)
	(2) 保障措置の着実な実施	3. (2)
	(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースにおける取組の強化	3. (3)
	(4) その他	3. (4)
4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明		
	(1) 廃炉に向けた取組の監視	4. (1)
	(2) 事故の調査・分析	4. (2)
	(3) 放射線モニタリングの実施	4. (3)
	(4) その他	4. (4)
5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施		
	(1) 放射線防護対策の推進	5. (1)
	(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	5. (2)
	(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	5. (3)
	(4) 危機管理体制の整備・運用	5. (4)
	(5) 放射線モニタリングの実施	5. (5)
	(6) その他	5. (6)

※1. 「その他」については、必要に応じて年度業務計画に定めるものとする。

※2. 政策評価実施単位は、1. ～ 5. とする。